

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から同年12月まで

平成25年に自宅に送付のあった年金記録のお知らせを確認したところ、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことを知り、年金事務所に問い合わせたが、昭和45年5月に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間の保険料を還付する旨の回答があった。

私は、昭和45年5月に国民年金被保険者資格を喪失した記憶が無く、今回提出した国民年金手帳及び同年の家計簿を見ると、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるはずであり、当該期間を保険料の納付済期間として記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録では国民年金の未加入期間とされているが、申立人から提出された国民年金手帳及び昭和45年の家計簿を見ると、当該国民年金手帳には当該期間の国民年金保険料がA県B市において現年度納付されたことを示す検認印が、当該家計簿には当該検認印の日付と同日に保険料を納付したことを示す記載がそれぞれ確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿を見ても、当該期間について保険料を収納したことを示す押印が確認できる。

また、申立人の国民年金の被保険者資格は、B市の国民年金被保険者名簿により、昭和45年10月14日に同年5月8日付けで資格喪失していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、当該資格喪失処理に伴って、還付の手続を行うべきところ、平成25年11月に還付決議が行われるまで還付された事実は認められない上、申立人から提出された昭和45年から47年までの家計簿の収入欄を見ても、保険料が還付されたことを示す記載は確認できないことか

ら、申立人が、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、当該期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（和歌山）国民年金 事案 6733（和歌山国民年金事案 851 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで
③ 昭和57年10月から60年6月まで

私は、昭和50年2月に婚姻してから、夫が私の国民年金保険料を自宅又は経営していた事業所において、集金人に未納期間無く納付してくれていたことを記憶していることから年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）に申し立てたが、認められない旨の通知があった。

しかし、申立期間②及び③について、新たな資料として、私を被扶養者として申告していた亡義父及び夫の昭和55年から63年までの所得税の確定申告書（一般用）の控え（以下「申告書（控）」という。）等が見付かったので、提出する。当該申告書（控）により、義父が私の国民年金保険料を負担してくれていたことが分かるはずである。

また、申立期間①について、新たな資料は無いが、申立期間②及び③と同様に義父が国民年金保険料を負担してくれていたと考えられるので、改めて調査及び審議を行い、記録を訂正してほしい。

申立期間①から③までについて、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫から、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる有力な証言は得られなかったこと、ii) A県B市の昭和51年度及び56年度から60年度までの国

国民年金保険料検認一覧表を見ると、申立期間①から③までの保険料が納付された記録は見当たらず、当該一覧表の記録は、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同市の国民年金被保険者名簿の記録と一致しており、行政機関の記録管理に不自然な点は見受けられないこと、iii) 申立期間は3期間であり、合計48か月に及んでいる上、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に和歌山委員会の決定に基づき、平成24年7月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として昭和55年から63年までの申告書（控）を提出し、「当該申告書（控）により、義父が申立期間②及び③の国民年金保険料を負担してくれていたことが分かるはずであり、申立期間①についても義父が負担してくれていたと考えられる。」と主張しているところ、56年、57年、59年及び60年の申告書（控）によると、申立人は、義父の被扶養者となっており、当時の同居者のうち、国民年金に加入していたとみられるのは申立人のみであることが推認され、申立期間③のうち、59年1月から同年12月までの期間について、同年の申告書（控）によると、申立人の義父は、一旦、国民年金支払保険料申告額を56年及び58年と同じ額として国民健康保険支払保険料申告額と合算し、社会保険料控除申告額を記載したものの、2重線によって、同額を増額訂正していることが確認でき、当該訂正後の金額は、59年の国民年金の所定保険料の年額と国民健康保険支払保険料申告額を合算した額と一致していることから、当該期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたものと推認できる。

また、申立期間③のうち、昭和60年1月から同年6月までの期間について、申立人から提出された同年の申告書（控）によると、社会保険料控除申告額について、国民年金保険料と国民健康保険料のそれぞれの支払額の内訳が記載されていないが、前後の年の国民健康保険支払保険料申告額からみて、60年の社会保険料控除申告額には申立人に係る国民年金の所定保険料の年額が含まれていると考えられることから、当該期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたものと推認できる。

一方、申立期間②のうち、昭和56年4月から同年12月までの期間について、申立人から提出された同年の申告書（控）には国民年金支払保険料申告額が記載されているものの、申立人に係る国民年金保険料検認一覧表によると、55年7月から同年12月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の保険料が同年4月に納付されていることが確認でき、同年4月から同年12月までの期間の保険料を同年中に納付した場合の年間納付額は、同年の所定保険料の年額に、55年7月から同年12月までの納付額を加えた額となり、当該合計額は、当該56年の申告書（控）に記載されている国民年金支払保険料申告額と

相違することから、当該申告額に申立人に係る 56 年 4 月から同年 12 月までの保険料が含まれていると推認することはできない。

また、申立期間②のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間③のうち、同年 10 月から同年 12 月までの期間について、申立人から提出された同年の申告書（控）によると、社会保険料控除申告額について、国民年金保険料と国民健康保険料のそれぞれの支払額の内訳が記載されていない上、前後の年の国民健康保険支払保険料申告額からみて、57 年の社会保険料控除申告額に申立人に係る国民年金の所定保険料の年額が含まれていると考えることも困難である。

さらに、申立期間③のうち、昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの期間について、申立人から提出された同年の申告書（控）に記載されている国民年金支払保険料申告額は、同年の所定保険料の年額と一致しない。

加えて、申立期間②及び③のうちの昭和 57 年 10 月から 58 年 12 月までの期間について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人から自らの主張を裏付ける新たな資料等の提出は無く、和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 14862

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 29 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B金融機関C支店から提出された申立人に係る預金取引明細表により、申立人は、申立期間に、A社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社の複数の元従業員から提出された賞与明細書により、申立期間において、賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金取引明細表における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14863

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月28日は43万円、17年7月29日は50万円、同年12月29日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人に係る普通預金元帳により、申立人は、申立期間に、A社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社の複数の元従業員から提出された賞与明細書により、申立期間において、賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の普通預金元帳における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は43万円、17年7月29日は50万円、同年12月29日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14864

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 18 日は 7 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、当該賞与の支払日については、前述の給与支給明細書に支払日の記載は無いが、A社の元従業員に係る普通預金元帳の記録から、平成 15 年 7 月 18 日とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14865

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は12万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑧までの標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、12万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該賞与の支払日については、前述の給与支給明細書に支払日の記載は無いが、A社の元従業員に係る普通預金元帳の記録から、平成15年7月18日とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑧までについて、A社は、「申立人に賞与を支給した実績が無く、厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、A社から提出された申立期間⑤から⑧までの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、申立人の賞与額は0円と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が賞与の支払を受けていたと主張する金融機関の取引明細表により、平成16年2月1日以後の取引履歴が確認できるが、申立期間③から⑧までの賞与の振込事跡は確認できない。

このほか、申立期間②から⑧までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②から⑧までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月27日から同年4月22日まで

私は、昭和31年2月にA社に入社し、平成6年12月まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社本社に異動した時期である申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員経歴台帳、同社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年4月22日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って資格喪失日の届出を行ったものと考えられるとし、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所に対して納付していないと思われると回答していることから、事業主が昭和42年3月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14867

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで

私は、B社に昭和45年3月30日に入社し、平成23年4月22日まで勤務したが、A社からB社C事業本部に異動した時期である申立期間が厚生年金保険被保険者期間として記録されていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、同社の回答及びD企業年金基金から提出された加入者台帳から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年1月1日にA社からB社C事業本部に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを46年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 5 月 12 日は 2 万 1,000 円、同年 8 月 29 日は 32 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 5 月
② 平成 15 年 8 月

A 事業所から申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。当該期間の賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、上記賞与明細書に支給日の記載は無いが、同僚から提出された預金通帳で確認できる振込日から、申立期間①は平成 15 年 5 月 12 日、申立期間②は同年 8 月 29 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成 15 年 5 月 12 日は

2万1,000円、同年8月29日は32万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月22日は21万5,000円、18年8月7日、同年12月22日及び19年8月6日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年8月7日
③ 平成18年12月22日
④ 平成19年8月6日

ねんきん定期便により、A社から支給された賞与のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された当該期間に係る賞与明細書及び申立人から提出された申立期間③及び④に係る賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成17年12月22日は21万5,000円、18年8月7日、同年12月22日及び19年8月6日は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月4日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年6月1日から18年7月21日までの期間に係る標準報酬月額については、15年6月から17年2月までは20万円、同年3月から18年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月4日から同年6月1日まで
② 平成15年6月1日から18年7月21日まで

私は、平成15年5月4日から18年7月20日までの期間、A社で勤務していたにもかかわらず、年金記録では、同社の厚生年金保険被保険者期間が37か月となっている。また、同社で勤務していた期間のうち、申立期間②の標準報酬月額の記録を見ると、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う額より低い額となっている。

申立期間①及び②の給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書、源泉徴収票、離職証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成20年2月に解散している上、元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び市税集合徴収国民健康保険税納税通知書から確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年6月から17年2月までは20万円、同年3月から18年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年6月1日まで

私は、昭和36年10月13日にC社に入社し、37年10月31日に退職するまでの期間、転勤等も無く、継続して勤務したが、厚生年金保険の記録は同社と同じ建物内にあったD社（現在は、B社）及びA社において加入したことになる上、申立期間に空白があることから、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とC社の同期入社であった複数の同僚の陳述及び当該同僚の雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、申立人及び上述の複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、C社の関連会社であるD社において昭和36年10月13日に資格取得、同年12月1日に資格喪失、A社において37年6月1日に資格取得していることが確認できる。

また、D社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、D社において昭和36年12月1日に資格喪失し、同日にA社において資格取得している10人のうち8人については、勤務先であるC社及びE社が厚生年金保険の適用事業所となった38年1月16日にそれぞれの事業所において資格を再取得していることから、両社が同保険の適用事業所になるまでは、両社

に勤務していた従業員はA社の被保険者とする取扱いであったことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 37 年 6 月の社会保険出張所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14872

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和53年12月31日から54年1月17日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月17日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月10日から同年11月27日まで
② 昭和53年12月31日から54年1月17日まで
③ 昭和54年1月17日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から③までの加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、B社を退職した直後にA社に入社したのに、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和53年11月27日となっているのはおかしい。

また、申立期間②及び③については、A社の倒産直後にC社に入社したのに、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和53年12月31日、C社における同資格取得日が54年3月1日となっているのはおかしい。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の同社における被保険者資格喪失日は昭和53年12月31日とされているが、同社に係る被保険

者増減表により、当該資格喪失処理が行われたのは、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった54年1月20日から約3か月後の同年4月28日である上、同日において、申立人のほか54人についても、同様の処理が行われており、雇用保険被保険者記録により、そのうち7人については、離職日が申立人と同日の同年1月16日であることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社の解散日は昭和59年12月*日である上、前述の被保険者増減表によると、54年4月28日に15人の被保険者を残し、資格喪失処理が行われていることから、同社は、少なくとも、同日までは適用事業所としての要件を満たしていたことが認められるところ、当該被保険者増減表によると、15人のうち9人は、同社を厚生年金保険の適用事業所ではなくす処理が行われた同年7月27日付けで、遡って資格喪失日を申立人と同日の53年12月31日とする処理が行われていることが確認できる。

加えて、A社において、申立人と同日に資格喪失処理が行われていることが確認できる従業員は、資金繰りが悪化していたため、事業主が融資先を探していた旨陳述している上、申立人及び申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が同一の複数の被保険者は、自身の退職理由について倒産によるものであったと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年12月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の54年1月17日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に解散している上、申立期間①当時の代表取締役は死亡しており、その他の取締役も連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除の状況について陳述及び関連資料を得ることができない。

また、A社に係る被保険者名簿において被保険者記録のある101人（申立人を除く。）のうち、連絡先の判明した76人に照会したものの、回答が得られた32人とも申立人を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について陳述を得ることができない。

さらに、申立人が同時期に入社したとする者は、A社に係る被保険者名

簿に記載されていない上、同僚の陳述から、申立期間①当時、同社には入社後数か月程度後に厚生年金保険に加入した従業員が複数人いたことがうかがえることから、同社は、申立期間①当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合であっても、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人のA社における資格取得日は昭和53年11月27日であり、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、C社は既に解散しており、申立期間③当時の代表取締役及びその他の取締役の連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について陳述及び関連資料を得ることができない。

また、C社に係る被保険者名簿により、申立期間③及び同期間のおおむね2年以内に被保険者記録のある19人（代表取締役を除く。）のうち、連絡先の判明した13人に照会したものの、回答が得られた8人とも、申立人の申立期間③に係る勤務実態については不明と回答している。

さらに、元従業員二人は、それぞれ、厚生年金保険被保険者資格取得日から3か月ないし1年程度前から勤務していたと陳述していることから、C社では、申立期間③当時、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人のC社における資格取得日は昭和54年3月1日であり、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年9月まで

私は、A県で働いていた20歳のときに、国民年金に加入するようという通知が届いたが、加入手続を行わなかった。

その後、20歳から国民年金保険料を納付しなければならないことを知り、国民年金の加入手続を行わないまま、職場の先輩と一緒に近所の郵便局に向き、郵便局備付けの納付書を用いて保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付した際に受け取った7枚の領収証書は、その後に紛失してしまい、いつの期間の保険料を納付したかは分からないが、昭和45年7月から46年9月までの期間のうち、何か月かの保険料については納付したはずなので、申立期間全てが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳を見ると、その発行日が昭和48年12月7日と記されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、当該発行日の頃に行われたものと推認されるところ、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時において、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、申立人は、申立期間の保険料納付に当たり国民年金の加入手続を行った記憶は無いと陳述している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち何か月かの国民年金保険料を納付したと

陳述しているが、保険料の納付開始時期及び納付対象月についての具体的な記憶が無く、納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年9月まで

私は、昭和50年の子の出産の数か月前に、A県B市役所で国民年金の加入手続を行ったが、窓口においてその手続時に何も交付されなかったため、職員にこれでいいのかと尋ねたところ、これで手続は終了したと言われたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、加入後の昭和51年6月にB市からA県C市に転居したが、転居後に、B市役所に電話によりその旨を申し出たところ、C市から保険料納付書が送付されてくるようになったので、いずれの市においても納付書により納付した。

昭和55年に、再度、C市で国民年金に任意加入した際、それ以前の国民年金の加入記録は無いと言われたが、私はB市での加入手続の際のやり取りをはっきりと記憶しているため、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いなく、申立期間の納付記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年1月に払い出されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び55年12月30日に作成された申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも同年12月4日に初めて、国民年金の任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は当該日に同市において行われたものと推認されるほか、当該特殊台帳及び同市の国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る資格記録は見当たらず、この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、

国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

私は、婚姻するために平成元年2月に会社を退職した後、国民年金の加入手続は行っていないが、国民年金保険料の納付書が送付されたので、同年5月の婚姻までに、A県B市の実家近くの郵便局で申立期間の保険料を納付したと思う。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無いが、今まで公共料金等をきっちりと納付しているので、申立期間の保険料も納付しているはずであり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A県C市を管轄するD社会保険事務所（当時）に割り当てられた記号により払い出されており、また、申立人に係る国民年金の加入手続時期は、当該手帳記号番号前後の被保険者の記録等から判断すると、申立人の婚姻後の平成元年6月又は同年7月と推認できる上、申立人の所持する年金手帳にも婚姻後の姓及び住所が記されており、これらのことは、婚姻前にB市において国民年金保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

また、当該婚姻前の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとするものの、当該保険料の納付書が送付されてきた時期及び保険料額等の納付に関する記憶は明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6737（京都国民年金事案 2527 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年6月までの期間及び同年11月から46年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から45年6月まで
② 昭和45年11月から46年5月まで

私が昭和41年3月に婚姻した当時、住んでいたA県B市（現在は、C市）では、地元のD組織が主体となって国民年金保険料を集め、D組織役員が同市役所に納める仕組みになっていた。親の勧めもあり、老後のことも考え、同年4月頃、D組織を通じて国民年金に加入し、当初の2、3年間は、D組織に保険料を納付していた。その後は、E金融機関F支店にある夫名義の普通預金から口座振替により納付しており、申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしいとして、年金記録確認京都地方第三者委員会（当時。以下「京都委員会」という。）に申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな事情として、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付していた金融機関について、E金融機関ではなくG銀行であったことを思い出した。また、私の年金手帳に申立期間の保険料を納付したことを証する2枚の紙が貼ってあったが、平成9年3月上旬に夫がC市役所で私の国民年金の手続を行った際に、対応した職員にその紙片を剥がされたことを記憶しているので、当該職員に当時の事情を聞いてもらいたい。さらに、当時、住んでいた地区のD組織役員をしていた方が保険料の納付について証言してくれるので、再度、調査の上、審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和41年4月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所

持する年金手帳には、はじめて国民年金被保険者となった日は「昭和 50 年 9 月 22 日」、被保険者種別は、遡って加入できない「任意」と記載されており、このことは、C市の国民年金被保険者名簿、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録とも一致することから、申立人は、この日に任意加入の手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立期間①及び②については、国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられること、ii) 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、婚姻前の氏名を含め検索したが、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことなどから、既に京都委員会の決定に基づき、平成 24 年 2 月 23 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立ては再申立てになるが、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の口座振替を行っていたのはG銀行であったと主張しているところ、C市の回答によると、保険料の口座振替が開始されたのは、申立期間②後の昭和 47 年 10 月であり、このことと申立内容は符合しない。

また、申立人の夫は、平成 9 年当時にC市の職員が窓口において、申立人の年金手帳に貼付されていた申立期間の保険料納付を証する紙片を同年金手帳から剥がした上、廃棄したことを記憶しており、当該職員に当時の事情を確認してほしいと申し立てしているところ、同市は、「平成 9 年当時に当市H業務課に在籍し、対応したと考えられる元職員に、申立人が主張する当時の事情について聴取したが、当該職員は、申立人の夫と対応したことを記憶していないと陳述している。」旨回答しており、当時の事情を確認することはできない。

さらに、申立人が証言者として挙げたD組織の元役員に、申立期間当時の事情を電話により聴取したが、同人からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける陳述を得ることはできなかった上、ほかに京都委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6738

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から60年1月までの期間のうちの1か月

昭和59年10月に会社を退職後、妻から健康保険に加入するよういわれたので、A県B市役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、同市役所の窓口担当者に、国民年金の加入を勧められたことから、国民年金の加入手続も一緒に行った。

昭和59年11月から60年1月までの国民年金保険料のうち、1か月分の保険料について、いつ納付したのか覚えていないが、国民健康保険料と合わせて8,500円から1万円ぐらいをB市役所の窓口で納付し、領収証書をもった覚えがあるが、今は所持していない。

昭和60年2月に再就職した際、国民年金保険料の領収証書を会社に持参し、事務員に見せたとき、その事務員から「これは、大事に持っておいってください。」と言われたことを今でもはっきりと覚えている。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る公的年金の加入記録がある昭和34年8月から平成20年6月までの期間において、確認できる被保険者資格は全て厚生年金保険に係るものであり、申立人には国民年金被保険者としての加入記録が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン

記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うとともに、申立期間当時の住所地を管轄するC社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間を含む昭和59年10月18日から60年4月25日までの期間に払い出されている手帳記号番号を全て視認したが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

私は、「年金に加入している。」という話を父から聞いた記憶があり、当時、家業を継いでほしいという両親の思いから、特別によくしてもらっていたので、申立期間の国民年金保険料は、両親が納付してくれているはずである。

申立期間当時、私は学生であったので、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については関与しておらず、両親は亡くなっている上、領収証書等も残っていないため、具体的なことは分からないが、申立期間の保険料は、両親が納付してくれたと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる両親は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況は不明である。

また、申立人は、表紙がオレンジ色の年金手帳以外に国民年金に係る手帳を所持していた記憶は無いと陳述しているところ、申立期間当時における国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であることから、申立期間に係る保険料の納付には印紙検認記録欄のある国民年金手帳が必要となるが、申立人の所持する年金手帳は、申立期間後の昭和49年度以降に使用が開始された印紙検認記録欄の無いものである。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の所持する2冊の年金手帳に記されている国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月1日に払い出されたものであることが確認でき、申立期間当時において、当該手帳記号番号

は使用されていないことから、申立期間当時に国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6740（兵庫国民年金事案 1131 及び近畿（兵庫）国民年金事案 6622 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から15年5月まで

私は、A県B市から実家のあるC県D市に転居したが、転居後も引き続き国民年金保険料を納付してきた。保険料はD市役所内のE銀行の出張所などで納付したが、領収証書は残っていない。その後、平成15年5月末に再度、B市に転居したが、D市にいる間は、付加保険料を含め一月1万3,700円の保険料を毎月又は何か月分をまとめて納付していたのに、記録では、未納期間及び手続をした記憶の無い免除期間となっている。

そこで、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

また、再申立てにおいて、新たな資料は無いものの、申立期間当時はお金に困っておらず、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを主張し、年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

今回、新たな資料として提出した申立期間当時の銀行普通預金口座の通帳（写し）を見ると、D市において、国民健康保険税を口座振替で支払っていることから、経済的に困っていなかったことが分かるはずであり、申立期間が未納及び免除とされていることに納得できないので、再度調査及び審議の上、当該期間について、付加保険料を含む国民年金保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) D市の記録によると、同市は、申立期間のうち、平成12年度において申立人に国民年金保険料の納付催告をほぼ

毎月行っており、これに対し申立人は、同市に、平成13年1月11日には納付できない旨を、同年4月13日には納付が遅れる旨をそれぞれ連絡してきていることが確認でき、申立人が平成12年度の保険料を同市で現年度納付したとは考え難いこと、ii) 13年度については、同市の記録によると、同市は、上記の平成13年4月13日の申立人からの連絡を受けて、同年4月16日に平成13年度の保険料の免除に係る書類を申立人に送付したことが推認できるとともに、オンライン記録によると、申立人からの免除申請は平成13年4月21日に受け付けられていることが確認できる上、同市の記録によると、同年4月24日付けで付加保険料納付に係る辞退届出が確認できることから、付加保険料を含む納付書が作成されていたとは考え難く、付加保険料を含む保険料を納付していたとする申立人の主張と相違し、申立人が平成13年度以降の保険料を納付していたとは認め難いこと、iii) 申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成21年7月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料は無いものの、前回申立てに係る兵庫委員会の通知文に記載されているD市の記録は誤っており、申立期間に免除申請を行ったこともなく、当該期間が未納及び免除とされていることに納得できないので、再度調査及び審議するよう申し立てているが、申立人は、経済的に困っていたわけではなく、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと陳述するのみで、自らの主張を裏付ける資料等の提出が無いことなどから、既に近畿委員会の決定に基づき、平成25年11月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてE銀行F支店の申立人名義の普通預金口座の通帳(写し)を提出し、申立期間当時、国民健康保険税を口座振替で支払っていることから、経済的に困っていなかったことが分かるはずであり、申立期間が未納及び免除とされていることに納得できないので、再度調査及び審議するよう申し立てているが、当該通帳を見ても、国民年金保険料の納付に関する記載は見当たらず、申立人の申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料の納付をうかがうことはできないことから、再申立てに当たり提出された当該通帳は、兵庫委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、兵庫委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から7年3月までの期間及び9年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、同年4月から11年3月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から7年3月まで
② 平成9年4月から11年3月まで

申立期間①について、私は、国民年金の加入手続のことは覚えていないが、平成5年1月に自身でA県B市の出張所に出向いて、国民年金保険料の免除申請手続を行い、その後も毎年同手続を行った。

申立期間②について、当該期間直前の平成7年4月から9年3月までの期間が申請免除期間とされているが、自身で免除申請手続を行った記憶は無く、当該手続は母親が行ってくれたと思うことから、大学を卒業するまでの同年4月から10年3月までの期間についても、同様に母親が同手続を行ってくれたはずである。また、大学卒業後の同年4月から11年3月までの期間については、私が国民年金保険料をC県D市内のE銀行F支店の窓口において、納付書により納付したことは覚えているものの、具体的な納付金額等については覚えていない。

申立期間①及び②のうちの平成9年4月から10年3月までの期間が国民年金保険料の申請免除期間とされておらず、申立期間②のうちの同年4月から11年3月までの期間が保険料の納付済期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「B市において平成5年1月頃に、国民年金の免除申請手続を行った。」と主張しているところ、同手続を行うためには、国民年金の加入手続による国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、D市において

平成7年9月5日に払い出されており、申立人が主張する免除申請手続時期及び手続場所が一致しない。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間①の国民年金保険料については、制度上、免除申請手続を行うことができない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を免除申請することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地のB市における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間②のうち、平成9年4月から10年3月までの期間について、申立人は、「当該期間の国民年金保険料は、直前の7年4月から9年3月までの期間と同様に母親が免除申請手続を行ってくれたはずである。」と陳述しているところ、D市は、「免除申請書は、5年を経過したものは残っていない。」、日本年金機構Gブロック本部H事務センターは、「国民年金業務における徴収関係届出書・申請書等の国民年金保険料免除申請書は保存期間が3年と規定されているため、申請書は残っていない。」旨それぞれ回答している上、申立人の母親は体調が悪く陳述を得ることができないことから、当該期間における保険料の免除申請手続等の状況を確認することができなかった。

また、申立期間②のうち、平成10年4月から11年3月までの期間について、申立人は、「当該期間の国民年金保険料は、E銀行F支店の窓口で納付書により納付した。」と陳述しているものの、申立人は保険料の納付金額や納付書の形式等は覚えておらず、E銀行も、「当時の保険料の納付書の控え等の資料は、10年の保存期限経過のため廃棄処分しており残っていない。」旨回答しており、具体的な納付状況は不明である上、オンライン記録によると、申立人に対する過年度保険料の納付書が13年2月8日に作成されていることが確認でき、申立人の納付記録から判断すると、当該納付書は当該期間の一部に係る納付書であるものと推認できるが、申立人は、「保険料を遡って納付したことは無い。」と陳述していることから、当該期間の保険料の納付状況等を確認することはできない。

このほか、申立期間②の国民年金保険料の免除申請手続及び納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできない上、当該期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②のうちの平成9年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、申立期間②のうち、同年4月から11年3月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から58年3月まで

時期ははっきり覚えていないが、夫婦で自営していた事業所に訪ねてきたA県B市C区役所の職員から、「既に国民年金に加入しているが、国民年金保険料を納付していない。今から保険料納付を始めても、年金受給に必要である25年間に納付月数が不足しているので、将来、年金を受給できない。」と説明があったため、保険料の納付を始めた。

年金を受給するために不足していた国民年金保険料は、時期ははっきり覚えていないが、事業所の売上げが多かった時に、事業所に来ていたD銀行（現在は、E銀行）F支店又はG金融機関H支店の外交員を通じて、申立期間のうち、どこかの期間の保険料を遡って複数回に分けて納付したにもかかわらず、国民年金の納付月数が年金受給に必要である25年間を満たしていないので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料を複数回に分けてD銀行F支店又はG金融機関H支店の外交員を通じて納付した。」と申し立てているが、E銀行I支店及びG金融機関H支店は、「申立期間当時の保険料の領収に係る資料は、保存期限が経過しており残っていないことから、申立人に係る保険料領収資料は確認できない。」旨回答している上、金融機関を通じての複数回にわたる納付が全て記録されないとは考え難い。

また、申立人は、国民年金に加入した時期、申立期間の国民年金保険料に係る納付時期、納付期間及び納付金額についての記憶が明確ではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月4日にB市C区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認で

きるところ、同市の申立人に係る国民年金収滞納一覧表によると、昭和 53 年度から 60 年度までの保険料収納状況欄には、現年度保険料納付を示す事跡が無く、未納とされているが、61 年度から 63 年度までの保険料収納状況欄には、現年度（定額）保険料納付を示す「1」、収納区欄にはC区を示す「*」の記載が確認できることから、申立人が同区において現年度納付を開始したのは申立期間より後の昭和 61 年 4 月以降であることが確認できる上、オンライン記録によると、納付記録が確認できる申立期間直後の 58 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料は、過年度納付されていることがうかがえる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料の納付の可能性について確認するため、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 4 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 8 月 18 日まで
④ 昭和 40 年 9 月 21 日から同年 10 月 21 日まで
⑤ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 21 日まで
⑥ 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 1 月 29 日まで

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B事業所（現在は、C社）に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③、E社に勤務した申立期間④、F事業所（昭和43年10月1日以降は、G社）に勤務した申立期間⑤、及びH事業所（後に、I社）に勤務した申立期間⑥に係る加入記録がいずれも無いことが分かった。

転職の都度、勤務先を自身の手帳に記録しており、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、申立期間①当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及びその前後に被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した複数の元従業員に照会し、回答を得たが、申立人を記憶している者はいない上、回答があった元従業員のうち一人は、「A社には試用期間が有り、勤務開始から数か

月間は厚生年金保険に加入していない期間があった。当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたという記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①に健康保険整理番号の欠番は無く、当該名簿に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人から提出された写真及び申立期間②当時の同僚の陳述から、申立人がB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同事業所は、申立期間②以後の昭和41年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になった旨記されている上、オンライン記録において、申立期間②に適用事業所となった記録は見当たらない。

また、C社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社は既に解散しているところ、同社の清算人は、「申立期間②当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年3月1日に被保険者資格を取得している者のうち、申立期間②当時から同事業所に勤務していたとする元従業員は、「B事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、従業員は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」旨陳述している。

申立期間③については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の元従業員が申立人を記憶しているところ、当該元従業員のうち二人は、申立人について、「申立人は、D社の従業員ではなく、同社に出入りしていた請負の事業所に雇われていた。」旨陳述している。

また、D社は、「当社は、昭和27年の創業以来、全ての従業員に係る履歴書を保管しており、35年以降の履歴書綴りを全て確認したが、申立人に係る資料は見当たらなかった。したがって、申立人の当社における勤務実態については分からない。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間③に健康保険整理番号の欠番は無く、当該名簿に不自然な点も見当たらない。

申立期間④については、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、申立期間④以後の昭和41年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となった旨記されている上、オンライン記録において、申立期間④に適用事業所となった記録は見当たらない。

また、E社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社は既に解散している上、申立期間④当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、E社が厚生年金保険の適用事業所と

なった昭和41年10月1日に被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会を行ったが、申立期間④に同社に勤務し、申立人を記憶している者は無く、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

申立期間⑤については、F事業所に勤務していたとする元従業員の陳述から、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間⑤以後の昭和43年10月1日である旨記されている。

また、G社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社は既に解散しているところ、同社の解散時に清算業務を担当していたとする監査役は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料は既に処分しており、申立人のF事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と陳述している。

さらに、前述の監査役は、申立期間⑤当時のF事業所の従業員に係る厚生年金保険の取扱いについて、「入社当初の数か月間は、試用期間として厚生年金保険に加入させない取扱いであったと考えられ、当該期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していなかったはずである。」とした上で、「申立期間⑤当時、F事業所の従業員は、関連会社であるJ社において、厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述している。

そこで、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑤に被保険者記録が確認できる者に照会し、回答があった者のうち申立期間⑤前後にF事業所に勤務していたとする二人は、いずれも「自身がF事業所に勤務していた当時、同事業所では、入社後3か月程度、厚生年金保険に加入していない試用期間があった。試用期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたという記憶は無い。」旨陳述している。

また、オンライン記録によると、J社は、昭和43年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る被保険者名簿において、申立期間⑤当時の事業主を特定することができないことから、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、J社に係る被保険者名簿において、申立期間⑤に健康保険整理番号の欠番は無く、当該名簿に不自然な点も見当たらない。

申立期間⑥については、H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間⑥に被保険者記録が確認できる元従業員の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、H事業所は、平成13年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間⑥当時の事業主は所在が不明である上、I社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社は既に解散していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立期間⑥当時、H事業所のK職であったとする者は、「申立期間⑥当時、H事業所には、100人を超える従業員が勤務していたが、この中には、厚生年金保険の加入対象とならない従業員も多数いた。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間⑥及びその前後の期間に被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した複数の元従業員に照会し、回答があった者のうち一人は、「自身は昭和43年11月頃から勤務したが、勤務当初は見習であった。厚生年金保険に加入したのは正社員になった44年4月からであり、正社員になる前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述していることから、H事業所では、必ずしも従業員を入社後すぐに漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票において、申立期間⑥及びその前後に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、任意に抽出した8人について、雇用保険加入記録を調査したところ、その全員にH事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人については、雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

また、前述の被保険者原票において、申立期間⑥に健康保険整理番号の欠番は無く、当該原票に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 38 年 12 月まで

私は、昭和 37 年 2 月から 38 年 12 月までの期間、A 事業所において B 職として勤務していた。同事業所は、元請会社の C 事業所から、下請会社である D 事業所を介して、当該業務を受注していた。国から大手が請け負った仕事なので下請会社も各種保険に加入していた。当該期間に私の給料から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 事業所の所在地、業務内容及び取引先であった事業所は、申立期間当時の「電話番号簿」、「E 業務誌」及び同事業所の業務の発注元であったとする D 事業所の取締役の陳述と符合する。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索により、申立人が勤務したと主張する A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、A 事業所の事業主及び元同僚二人を記憶しているが、いずれも名字のみの記憶のため当該 3 人を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14875

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 14 日から 36 年 12 月 31 日まで
年金事務所に照会したところ、A社及びB社で勤務した申立期間の脱退手当金が支給されているとの回答であったが、受給した記憶が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等の記録を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済 37.10.2」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 25 日から 44 年 7 月 20 日まで
② 昭和 44 年 7 月 20 日から 47 年 3 月 26 日まで

年金事務所の記録では、昭和 47 年 5 月 22 日に申立期間①及び②の脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年5月22日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 4 日から 44 年 4 月 25 日まで
年金事務所の年金記録によると、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 44.9.4」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。